

「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」が閣議決定（令和6年12月24日）されたことを受け、公立学校施設の目的外使用に係る留意事項について、以下の通り通知いたします。

6 文科教第 2074 号

令和 7 年 3 月 26 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
各 都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長

殿

文部科学省総合教育政策局長

茂 里 毅

公立学校施設の目的外使用に係る留意事項の周知について（通知）

日頃から、地方教育行政の発展に御尽力と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

このたび、令和6年の地方分権改革に関する提案募集において、指定都市市長会から提案された「学校施設の目的外使用における営利目的利用の可否の明確化」について、「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」が閣議決定されました（令和6年12月24日）（参考1）。

公立学校施設の目的外使用に関連する法令上の規定は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項、学校教育法（昭和22年法律第26号）第137条等があります。地方自治法第238条の4第7項では、「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。」とされているところ、学校教育法第137条等の規定は、同項の規定を各法令の趣旨に即して言い換え、学校教育上支障のない限りにおいて学校施設を目的外使用に供することができる旨を明確化したものです。

これらの規定を踏まえ、学校施設については、学校教育上支障のない限り、職員や生徒等が利用する売店や食堂の営業などを含め、営利目的の有無にかかわらず、目的外使用が可能です。

学校施設の管理者及び各学校の長におかれては、公立学校施設の目的外使用の同意等に当たって、上記の趣旨並びに各法令及びそれを踏まえた各地方公共団体の各種規則に照らして、その用途や目的について適切に判断の上、御対応いただくようお願いいたします。

なお、学校教育上の支障については、「物理的支障に限らず、教育的配慮の観点から、児童、生徒に対し精神的悪影響を与え、学校の教育方針にもとることとなる場合も含まれ、現在の具体的な支障だけでなく、将来における教育上の支障が生ずるおそれが明白に認められる場合も含まれる」との判例もありますので、御参照ください（参考2）。

各都道府県・指定都市教育委員会教育長，各都道府県知事及び各指定都市市長におかれては，これらの内容について十分御了知いただくとともに，本通知の内容について，それぞれ以下の通り周知いただきますようお願いいたします。

- ・各都道府県教育委員会

域内の市区町村（指定都市を除く。）教育委員会，所管の学校

- ・各指定都市教育委員会

所管の学校

- ・各都道府県

域内の市区町村（指定都市を除く。），大学を設置している場合は域内の直営の公立大学

- ・各指定都市

大学を設置している場合は域内の直営の公立大学

なお，学校における働き方改革の観点から，学校に対して周知を行う際には，周知の方法について，全ての学校に一律に通知する以外にも，例えば，他の案件とまとめて周知するなど，貴課において必要に応じてご判断いただきますよう，お願い申し上げます。

（参考１）「令和６年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和６年１２月２４日閣議決定）
（抜粋）

https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/doc/r06/k_tb_r6_honbun_1.pdf

（２）学校教育法（昭 22 法 26），地方自治法（昭 22 法 67），社会教育法（昭 24 法 207）及びスポーツ基本法（平 23 法 78）

学校施設の目的外使用については，営利目的か否かにかかわらず，学校の管理機関（社会教育法 44 条 2 項）の判断によって，学校教育上支障のない限り可能であることを，事例等を示しつつ明確化し，地方公共団体に令和 6 年度中に通知する。

（関係府省庁：経済産業省）

(参考2)「最高裁判所 平成18年2月7日 第三小法廷判決 民集第60巻2号401頁」(抜粋)
https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=52387#:~:text=%EF%BC%91%20%E5%85%AC%E7%AB%8B%E5%AD%A6%E6%A0%A1%E3%81%AE%E5%AD%A6%E6%A0%A1,%E3%82%92%E3%81%97%E3%81%AA%E3%81%84%E3%81%93%E3%81%A8%E3%82%82%E3%81%A7%E3%81%8D%E3%82%8B%E3%80%82

学校教育法 85 条（※現行法第 137 条）に定める学校教育上の支障がある場合とは、物理的支障がある場合に限られるものではなく、教育的配慮の観点から、児童、生徒に対し精神的悪影響を与え、学校の教育方針にもとることとなる場合も含まれ、現在の具体的な支障がある場合だけでなく、将来における教育上の支障が生ずるおそれが明白に認められる場合も含まれる。

(参照条文)

- ・日本国憲法（昭和二十一年憲法） 抄
- 第八十九条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。
- ・地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号） 抄
- (行政財産の管理及び処分)
- 第二百三十八条の四 行政財産は、次項から第四項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。
- 2 行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。
- (中略)
- 3 前項第二号に掲げる場合において、当該行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該土地の上に所有する一棟の建物の一部（以下この項及び次項において「特定施設」という。）を当該普通地方公共団体以外の者に譲渡しようとするときは、当該特定施設を譲り受けようとする者（当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けることができる。
- 4 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該特定施設を譲渡しようとする場合について準用する。
- 5 前三項の場合においては、次条第四項及び第五項の規定を準用する。
- 6 第一項の規定に違反する行為は、これを無効とする。
- 7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。
- 8 前項の規定による許可を受けてする行政財産の使用については、借地借家法（平成三年法律第九十号）の規定は、これを適用しない。

9 第七項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。

・学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号） 抄

第百三十七条 学校教育上支障のない限り、学校には、社会教育に関する施設を附置し、又は学校の施設を社会教育その他公共のために、利用させることができる。

・スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八条） 抄

（学校施設の利用）

第十三条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校並びに国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。）及び地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。）が設置する幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、又はその利用上の利便性の向上を図るため、当該学校のスポーツ施設の改修、照明施設の設置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

・社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号） 抄

（学校施設の利用）

第四十四条 学校（国立学校又は公立学校をいう。以下この章において同じ。）の管理機関は、学校教育上支障がないと認める限り、その管理する学校の施設を社会教育のために利用に供するように努めなければならない。

2 前項において「学校の管理機関」とは、国立学校にあつては設置者である国立大学法人の学長若しくは理事長又は独立行政法人国立高等専門学校機構の理事長、公立学校のうち、大学及び幼保連携型認定こども園にあつては設置者である地方公共団体の長又は公立大学法人の理事長、大学及び幼保連携型認定こども園以外の公立学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会又は公立大学法人の理事長をいう。

（学校施設利用の許可）

第四十五条 社会教育のために学校の施設を利用しようとする者は、当該学校の管理機関の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により、学校の管理機関が学校施設の利用を許可しようとするときは、あらかじめ、学校の長の意見を聞かなければならない。

第四十六条 国又は地方公共団体が社会教育のために、学校の施設を利用しようとするときは、前条の規定にかかわらず、当該学校の管理機関と協議するものとする。

第四十七条 第四十五条の規定による学校施設の利用が一時的である場合には、学校の管理機関は、同条第一項の許可に関する権限を学校の長に委任することができる。

2 前項の権限の委任その他学校施設の利用に関し必要な事項は、学校の管理機関が定める。

・学校施設の確保に関する政令（昭和二十四年政令第三十四号） 抄
（学校施設の使用禁止）

第三条 学校施設は、学校が学校教育の目的に使用する場合を除く外、使用してはならない。但し、左の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一 法律又は法律に基く命令の規定に基いて使用する場合

二 管理者又は学校の長の同意を得て使用する場合

2 管理者又は学校の長は、前項第二号の同意を与えるには、他の法令の規定に従わなければならない。

【本件連絡先】

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課法規係

T E L : 03-5253-4111（内線 2977）

e-mail: houki@mext.go.jp